

## 議案第64号

幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長」を加える。

附則第2項中「平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改め、「平成32年3月31日までに」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。